

三条市子ども読書活動推進計画
～子どもたちの豊かな心をはぐくむために～

平成18年3月

三条市教育委員会

目 次

第1部 三条市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 基本方針	2

第2部 子ども読書活動推進のための方策

1 家庭・地域における子ども読書活動の推進	
(1) 家庭における子ども読書活動の推進	4
(2) 地域における子ども読書活動の推進	6
(3) 児童館等における子ども読書活動の推進	8
2 学校等における子ども読書活動の推進	
(1) 学校での読書習慣の確立と読書指導の充実	9
(2) 学校図書館の役割と活用	11
(3) 保育所・幼稚園における子ども読書活動の推進	13
3 図書館における子ども読書活動の推進	
(1) 市立図書館における読書活動の推進	15
(2) 関連施設との連携	17
(3) 学校における読書活動と学校図書館充実への支援	18
4 推進体制	20
※ 参考資料	21

第1部 三条市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

現在、私たちはテレビやインターネット等の様々な情報メディアの普及によって、映像による豊富な情報が容易に入手できるようになりました。その反面、社会情勢や生活環境の急激な変化により、読書の楽しさや重要性への理解・関心が希薄化している傾向が見られます。

それは、私たち大人に限ったことではなく、子どもたちにも同様の傾向が見られ、時間をかけて文字から情報を得たり、本をじっくり読み味わったりする経験が乏しく、子どもの「読書離れ」が指摘されています。

三条市においても「読書離れ」の傾向は例外ではなく、平成17年7月に実施したアンケートでの1ヶ月の読書量は、小学生6.0冊、中学生2.0冊でした。新潟県では小学生6.3冊、中学生2.3冊（H15年12月調査）、全国では小学生7.7冊、中学生3.3冊（H16年5月調査）と県や国の数値と比較して少ない状況です。

このような状況のもと、国では平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。また、新潟県では平成16年3月に「新潟県子ども読書活動推進計画」が策定され、基本となる方針や具体的な方策が示されました。

子どもの読書活動とは、「本を読む」ことはもちろん、「読み聞かせを聴く」、「図書館から本を借りる」、「本から得た知識や情報を活用する」等、子どもが主体的に本に親しみ、本の世界を広げたり深めたりする活動です。

このような読書活動は、言葉を学ぶのはもちろん、子どもが感性を磨き、表現力や創造力を高め、自らの考えや判断力を培い、将来に向かって夢を持ち、豊かな人生を歩んでいく上で欠くことのできないものです。短絡的に本を読むことを強制し、子どもたちが読書を通じて得られる多くのものが失われないよう、家庭・地域・学校・図書館等が連携し、社会全体で読書活動の推進を図ることが求められます。

「三条市子ども読書活動推進計画」は、子どもたちの豊かな心の育成とより深く生きる力をはぐくむために、子どもたちが意欲的に読書に親しみ、読書習慣を身に付けることができる環境づくりを目指して策定しました。

なお、この計画の実施期間は、平成18年度から平成22年度の5年間とします。

2 基本方針

子ども読書活動の重要性について市民一人一人が理解し、家庭、地域*、学校、図書館等において、子ども読書活動が着実に推進されるよう、本計画の基本方針を示します。

(1) 子ども読書活動の推進に向けた環境整備

子どもたちが自主的に読書活動のできる機会や情報の提供に努めるとともに、家庭、地域、学校、図書館等において、子どもが本を身近に感じ、ふれあい、読書に親しめる環境づくりを目指します。

(2) 読書活動を推進する連携・協力の体制づくり

子どもたちが自主的に読書活動を進められるよう、家庭、地域、学校、図書館等が互いに連携・協力できる体制づくりが重要です。それぞれが果たす役割を理解し、読書への機会を提供していくとともに、読み聞かせボランティア等の子どもの読書活動を支援する団体との連携やボランティアの養成に努めます。

家庭では、親子・家族がふれあいながら読書に親しみ、図書館で行われる読み聞かせ等の読書活動に積極的に参加することが望まれます。

地域では、文庫活動やボランティア、各施設での活動を通じて、子どもたちが自発的に読書活動を進められるよう、学校や図書館等と協力していくことが望まれます。

学校では、地域やPTA、ボランティア等と協力しながら、教科や学校図書館での読書活動に取り組みます。

図書館では、家庭、地域、学校等における読書活動の支援センターとして、各種相談やボランティアの育成支援に取り組みます。

(3) 子ども読書活動の推進の周知と啓発

子どもが自主的・意欲的に読書活動を行うには、子どもの読書活動の意義やその重要性を広く市民に理解してもらう必要があります。

子どもは、身近な大人の読書する姿を見たり、本のお話を聞いたりしながら読書に関する興味関心をはぐくんでいきます。子どもが読書習慣を身に付けることができるよう、保護者、保育士、教職員等、身近な大人たちが読書活動に理解と関心を持つことが大切です。

そのため、子ども読書活動について広く理解と関心を深めてもらうよう、周知・啓発に努めます。

家庭では、図書館から発信された情報を親から子どもに伝え、読書に興味を持たせるとともに、大人自らも積極的に読書活動を行うことが望まれます。

地域では、家庭や学校に対し、自らの活動を広くPRしていくことが望まれます。

学校では、学校図書館だより等の広報紙を通じて、地域や保護者に対し、本選
びの情報や読書活動の意義を発信していくよう努めます。

図書館では地域や学校等と連携しながら、啓発・広報活動をより一層、充実して
いきます。

* 家庭、学校、保育所、幼稚園、図書館に含まれない読書活動の団体や自治会、民間組織等、子どものかかわりがある個人や団体、場所等を意味する。

第2部 子ども読書活動推進のための方策

1 家庭・地域における子ども読書活動の推進

(1) 家庭における子ども読書活動の推進

現在、テレビやインターネット等の情報メディアの発達や生活様式の変化に伴い、読書量が減少傾向にあります。

子どもが読書の習慣を身に付けていくうえで、家庭が果たす役割は非常に大きく、特に乳幼児期は、子どもの感性や情操、言語能力等を形成する重要な時期であり、読み聞かせや読書を通じた親子のふれあい、言葉遊び等を行うことは、その後の読書活動に良い影響を与えます。

また、大人にとっても読書することは、自ら考え、豊かな時間を過ごす上で欠かせません。身近にいる大人が日ごろから本を読んだり、一緒に図書館へ出かけたり、子どもと共に読書を楽しもうとする姿勢や、身近に本が読める家庭環境を整えていくことが大切です。

【施策の方向】

①読書活動への理解の促進

保護者や家族が、読書活動の意義や重要性を理解し、子どもが自主的に読書活動に取り組むことができるよう、家庭における読書環境を整えていくことや、学校・地域が行う読書活動に積極的に関わっていくことが望まれます。

市では、読み聞かせの機会と場の提供に努めるとともに、その情報提供を行っていきます。

[具体的には]

ア 家庭における読書環境の整備

家庭内で、子どもの目にふれる場所、取りやすい場所への本の配置をPRする。

イ 読書活動の時間確保

テレビを見ない日をつくり、親子一緒に読書する時間を設けることを呼びかける。

ウ 読書イベント等への参加

図書館、書店等、本のある場所に家族で出かけることや、読み聞かせの会や読書会への参加を促す。

エ 家庭教育講座、高齢者教室における子ども読書活動の意義のPR

②年齢に応じた読書活動の支援

市では、乳幼児検診時に適宜年齢にあわせた絵本等の読み聞かせの意義や大切さについて説明し、本の紹介をしていきます。また、参加できなかった方へも、子ども読書活動の意義を普及していきます。

[具体的には]

- ア ブックスタート事業*¹の充実
- イ 図書館が作成・配布しているリーフレットや広報の活用
- ウ 子どもの年齢に応じた図書館サービスの充実

③子育てに生かす読書活動の促進

本を介した子どもとのふれあいを持つことで、共通の感動や体験を共有することができ、本を楽しむ環境を自然に身に付けることができます。

[具体的には]

- ア 絵本を介した乳幼児とのふれあい
- イ 子どもが寝る時の寝室での読み聞かせ
- ウ 祖父母が昔話をしてあげることによる子育てへのサポート
- エ 家庭教育講座、子育て講座等における子育てに生かす読書活動の啓発

④「さんじょう親子読書の日」の設定

平成14年度から「子ども読書の日」*²（4月23日）が制定されました。市では、この日の意義が広く浸透するよう、毎月23日を「さんじょう親子読書の日」とし、PRに努めていきます。

各家庭では、この日を中心に、家族で読書を楽しむことが期待されます。

[具体的には]

- ア 読書の日にあわせた活動の取組
4月23日の「子ども読書の日」や毎月23日の「さんじょう親子読書の日」に合わせ、図書館等でのイベントに参加したり、読んだ本について話し合ったりする活動を促す。

*1 市立図書館が実施している事業で、乳幼児健康相談会の際に図書館職員が出向き、乳幼児期からの読み聞かせの重要性について保護者へ説明し、絵本のプレゼントをする。

*2 子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるよう、平成13年12月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」により定められた。

(2) 地域における子ども読書活動の推進

子どもが読書に興味を持つためには、読書の楽しみを知る機会を作ることが重要です。子どもの生活に密接した地域・施設等にも空気のように、読書のできる環境が整備される必要があります。

市では、図書館において読み聞かせ、書架整理、本の修理や行事の企画等を行う、施設ボランティアを導入しています。また地域では、読み聞かせグループ等のボランティアが、公民館や学校、保育所の依頼に応じて読み聞かせを実施したり、地域団体や地域文庫が子ども向けの企画をしたりする等、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供しています。こうした、読み聞かせボランティア団体の活動を支援するとともに、団体間のネットワークづくりを図り、定期的な情報交換会が行われるよう努めます。その他、ボランティア個人の資質を向上させるための研修を行い、充実に努めていきます。

【施策の方向】

①情報提供等

子どもたちやその保護者が地域で読書を楽しむには、どういった読書機会があるのか知る必要があります。活動している団体の把握に努めるとともに、集めた情報を発信していきます。

[具体的には]

ア 読み聞かせの会の実施と情報発信

各団体や図書館が協力して、読み聞かせの会の実施やその活動情報を発信する。

②民間団体の活動支援

読み聞かせグループや地域文庫等の団体の活動を支援します。

[具体的には]

ア プラン作成、資料収集の協力

読み聞かせの会や語りの会を実施する際のプラン作りや図書資料の利用・収集を各団体や図書館が協力して行う。

③ボランティアの育成と連携

読み聞かせグループがその活動内容を向上させ、継続していくには、ボランティア個人の資質向上や各団体が協力しあうことが必要です。定期的な情報交換会を催す等ネットワークづくりを図っていきます。また、ボランティアの資質向上や新しいボランティア育成の機会を充実していきます。

[具体的には]

- ア 地域ボランティアの育成と研修の充実
- イ ボランティア間のネットワークの構築
- ウ 各ボランティアのレベルアップや新メンバーの育成支援

④地域子どもふれあい教室での読書活動

地域子どもふれあい教室において、子どもたちが読書の楽しさを知る機会を提供し、読書活動の推進を図ります。

[具体的には]

- ア 学校図書館の活用
- イ ボランティアによる読み聞かせや紙芝居の実施

(3) 児童館等における子ども読書活動の推進

三条市では現在、7館の児童館があり、図書コーナーが設置されていますが、読書環境の整備や読書に関する情報の提供、絵本等の読み聞かせや、紙芝居といった読書活動がより一層、拡充していくことが望まれます。また、子どもがよく利用する地域の公民館や、医療機関等にも、本を自由に楽しく読める環境の整備が望まれます。

【施策の方向】

①読書環境の整備

子どもたちが読書に興味を持つには、その環境を整える必要があります。一層の環境整備を促します。

[具体的には]

- ア 地域と連携した読書環境の整備と工夫
施設の所在する地域と連携し、読書環境の整備と工夫に努める。
- イ 図書充実のための本のリサイクル
施設利用者やその地域住民と協力し、本のリサイクルを行い、図書の充実を図る。
- ウ 図書館の団体貸出の活用

②読書機会の提供

子どもたちが、本に親しめるよう、その機会やきっかけ作りに努める必要があります。

[具体的には]

- ア 読み聞かせボランティアの導入
読み聞かせボランティアを導入し、子どもが読書に親しむ機会を提供する。
- イ 定期的な読み聞かせ会の開催
- ウ 図書館の行事や図書に関する広報等の配布

③職員研修等の充実

児童館等の施設において、子どもたちが読書に興味を持つには、身近な大人のかかわり方が重要となり、児童館職員が読書活動への理解をより深めることが大切です。

[具体的には]

- ア 読書活動に関する職員の研修会の実施

2 学校等における子ども読書活動の推進

(1) 学校での読書習慣の確立と読書指導の充実

三条市のほとんどの小・中学校で全校一斉読書の取組が行われています。始業前に一斉読書を実施している学校が多いことを事前に行ったアンケート結果は示しています。その他の活動では、読書週間、読み聞かせ、お話し会や読書感想文への取組があり、各校で工夫した取組に努めています。

しかし、学年が進むにつれ読書量が減少する傾向があります。

今後の課題としては、学校図書館活用指導の向上を図るとともに、学校における読書活動を一層充実させることにより、読書することの意義と楽しさを実感させ、望ましい読書習慣の確立を図ることが必要です。

【施策の方向】

①読書活動等の取組

子ども一人一人が、その成長段階に応じて、読書の楽しさや面白さを実感し、読書を習慣づける必要があります。

[具体的には]

- ア 時間を決めての自主読書の実施
- イ 読書週間、読書旬間等の実施

②学習としての取組

各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間等を通じて、本を活用した学習活動を推進するとともに、様々な読書活動を工夫することにより、児童生徒が楽しみながら読書をする習慣を身に付けることが大切です。

[具体的には]

- ア 各校の特色を生かした読書指導・活動への取組
例えば、朗読会、劇の上演、プレゼンテーション、本の紹介等

③学校図書館について

図書館の活用方法や図書の魅力について、指導していくことにより、利用の向上を図るとともに、児童会・生徒会活動における図書委員会等の活動を一層活性化するよう努めます。

[具体的には]

- ア 年度初めの図書館開きの実施
- イ 貸し出しカードの工夫
- ウ 学級文庫の活用
- エ 図書委員会の活動の充実
- オ 学習と子どもの興味関心に配慮した図書の選定

④司書教諭や職員について

学校長のリーダーシップのもと、学級担任・教科担任・司書教諭等が連携・協力し、全校体制で読書活動を推進する必要があります。

校内研修等により学校における読書活動の重要性についてすべての教職員の共通理解を図ることが大切です。

[具体的には]

- ア 教職員の読書指導の研修
- イ 図書館の利用を考えた授業研究と実施
- ウ 各学校で図書館のあり方の研修
- エ 司書教諭や図書館担当の活用
- オ 学校図書館同士の連携

(2) 学校図書館の役割と活用

学校図書館は、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することを目的として設置されています。また、学習指導要領の指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項の中では「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」とあります。そのため、学校図書館は、読書センターとして子どもたちが読書を楽しみ、心の居場所として気軽に利用できるように、また学習情報センターとして各教科や総合学習の時間での自主的な学習に対応できるように、計画的に活用される必要があります。そのため、学校図書館協議会と連携し、司書教諭の専門性が活かされた具体的な取組が必要になると考えます。

市では、司書教諭の配置及び司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たせるよう、教職員の充実について機会をとらえて県に働きかけていきます。また、学校の実状に応じて、スクールアシスタント等による学校図書館運営の充実を目指します。

【施策の方向】

①図書館教育について

子どもたちが自ら読書活動を進められるよう、図書館の使い方やそこでのマナー、本の探し方等を教え、読書の楽しさを伝えていきます。

[具体的には]

- ア 図書の分類法等を教えて調べ学習に役立たせる
- イ 図書館マナーの指導
年度初めの図書館開きを行い、図書館でのマナーを教える。
- ウ 読書活動を取り入れた教育活動の充実を図る

②学校図書館の運営について

学校図書館が持つ役割を果たすには、司書教諭や図書館担当者を中心とした運営が望まれます。そのためには、他の教職員の協力や児童生徒の委員会活動、PTA活動等の協力を得ながら、運営を進めていくことが大切です。

[具体的には]

- ア 図書委員会等による本の整理
スクールアシスタントや図書委員会の子どもたちによる本の整理を行う。
- イ 生徒たちの活動の活発化、活動内容の工夫
- ウ PTA活動として、本の整理や読書会を開催する

③図書館の環境整備について

子どもたちが読書の楽しみを味わったり、学習をしたり、分からないことを調べたりしやすい場所として、また自然と足が向かい、子どもたちが気軽に訪れることのできる心の居場所として、魅力的な環境の整備に努めます。

[具体的には]

- ア 調べ学習に役立つ本の選定と充実
総合、生活科、社会科の調べ学習に役立つ本の選定と充実を図る。
- イ 安心できる居場所としての環境づくり
子どもたちが安心できる居場所としての環境づくりを行う。
子どもたちが利用しやすいように、いつも「開いている」、「誰かがいて相談できる」、「新しい情報がある」図書館を目指す。
低学年にもわかる本の配置をし、独自の分類シールを活用する。
読書ニュース、読書紹介、本の挿絵、読書感想文等の掲示に努める。
最新の情報の収集と提供を行う。

④他施設との連携、システムの構築

学校図書館が持つ、学習情報センターとしての役割をより充実させるために、蔵書等を検索したり、その学校にない図書を別のところから借りたりできるように、学校同士、学校と市立図書館の間で、インターネット等によるシステム化を目指します。

[具体的には]

- ア 蔵書の共有化のためのデータ作り
学校図書館の蔵書の共有化のため、各学校で蔵書検索のためのデータ作りを行う。

(3) 保育所・幼稚園における子ども読書活動の推進

保育所・幼稚園では、保育や教育活動の一環として絵本・紙芝居等の読み聞かせを行っているほか、定期的に図書館から絵本等を借りる等、子どもたちが読書活動に親しむ機会を提供しています。

幼児期の子どもたちの知的発育を促進し、豊かな情操や生きる力の基礎をはぐくむために、読書活動に関する保育士・教諭等の知識や指導力の向上に努める必要があります。また、子どもの発達段階に応じた環境の整備や蔵書の充実、読書活動の支援を行っていくことが大切です。

【施策の方向】

① 図書の充実と環境整備

子どもの年齢や発達段階に応じた図書の選択を行い、子どもたちが読書に対し、興味や関心を持てるような蔵書の充実を図り、子どもたちが本に触れたい、本を見たい、読みたいといった読書に対する気持ちが自然とあふれてくるような、親しみの持てる環境整備をすることで、読書活動への主体的な取組を促していきます。

[具体的には]

- ア 図書コーナーの環境整備と資料の充実
- イ 図鑑や絵本を中心とした図書の充実
子どもが興味を持つ恐竜・昆虫・植物等の図鑑や絵本を中心とした蔵書の充実を図る。
- ウ 家庭への貸出図書の充実
- エ 未就園児と保護者への団体貸出の利用
未就園児と保護者に図書館の団体貸出を利用し、蔵書不足を補う。
- オ 障害の程度に応じた多様な読書支援機器や図書資料（ビックブック、テープ等）についての配慮

② 読書を取り入れた保育・教育活動の充実

保育所保育指針・幼稚園教育要領に示されているように、絵本や童話、物語等に親しむ時間を保育計画や教育計画の中で適切に位置付け、子どもたちが興味や関心を持つような魅力ある図書の充実に努めるとともに、保育士・教諭、ボランティア等による読み聞かせ等の機会を増やすことで、本好きの子どもたちが一人でも多くなるよう目指します。

[具体的には]

- ア 紙芝居等による本と接する機会の増加
紙芝居や本の読み聞かせを通じて、本と接する機会を増やす。
- イ 教育活動での読書（読み聞かせ、幼児の読書等）の位置付け
例えば、子どもたちに図鑑等の積極的な活用を促す。

ウ 読み聞かせやパネルシアター、おはなし会の充実

③職員研修

子どもの読書活動を推進する上で、保育士・教諭の指導力向上は大切な要素です。計画的に読書活動の研修を行っていくよう努めます。

[具体的には]

ア 読書活動に関する研修の実施

保育士・教諭の研修の中に読書活動に関する研修を取り入れる。

④他施設との積極的な交流と展開

近隣の学校と連携し、学校図書館の資料の活用を図るとともに、読書活動を通じた異年齢間の子どもたちの交流が図られるよう努めます。また、かかりつけの医療機関や保護者等と連携をとりながら、子どもの障害や発達段階に応じた読書活動の支援を進めていくよう努めます。

[具体的には]

ア 市立図書館や小学校図書館との交流

イ 小学生による読み聞かせ等の交流会の実施

ウ 市立図書館サービスの積極的な利用

エ 障害に応じた読書活動の支援

医療機関や保護者、地域住民と連携し、子どもの障害に応じた読書活動に対する支援を行う。

3 図書館における子ども読書活動の推進

(1) 市立図書館における子ども読書活動の推進

市立図書館では、図書館1館、2分館、2分室、2配本所と自動車文庫「ひまわり号」で巡回する22箇所の訪問ステーションで図書館のサービスを提供しています。

また、現在実施しているサービス事業を継続、充実させるとともに、三条市における子ども読書活動の拠点として、家庭・地域・学校・関連施設への支援と、ネットワークの構築をすすめ、一層の子どもの読書活動を推進していきます。

【施策の方向】

①サービスの維持と拡充

市立図書館の子ども読書活動への取組みは、子ども読書活動優秀実践図書館として文部科学大臣表彰を受ける等の評価を得ており、長年にわたってさまざまな事業を展開してきました。

これからも、子どもたちに本を手渡し、読書の楽しみや喜びを知ってもらうため、図書館内でのサービスはもとより、関連施設等と連携し、より良い事業を実施していきます。

[具体的には]

ア 子ども読書相談窓口の設置

子どもの読書に関する案内デスクを設け、担当職員による読書相談やレファレンスサービス(調べたいことに対する相談)を実施する。

イ おはなし会行事の充実

子どもが楽しんで読書に親しむ契機となるよう、「おはなし会」「工作教室」「人形劇」等の行事を継続して実施する。

ウ 障害のある子どもへのサービスの充実

視覚障害児へのサービスとして、録音テープの作成、さわる絵本の作成。

エ 担当職員の研修体制の強化

各種の青少年担当向け研修へ参加し、子どもの本に関する知識・技術の習得に励み、子どもの読書活動と、それに関係する大人への支援をできる体制を整える。

②図書の充実と環境整備

各図書館においては、魅力的な児童図書収集を計画的に行います。また、障害のある子どものための資料の充実を図ります。

児童サービス担当職員の配置や図書の充実を通して安心して自主的な読書を楽しめる環境整備を行います。

[具体的には]

- ア 基本図書リストの作成
市立図書館所蔵の児童図書の「基本図書リスト」を作成、定期的に改訂し、学校図書館の蔵書構築に活用していく。
- イ 外国語児童図書の充実
多文化サービスの一環として、外国語児童図書の充実を図る。
- ウ 「さわる絵本」の充実
視覚障害児のための「さわる絵本」の作成の増加、PRの充実を図る。

③図書館読み聞かせボランティアの養成と組織化

地域における子ども読書推進活動の重要な担い手である読み聞かせボランティアを養成するとともに、ボランティアが継続的な活動をするための組織化を図ります。

また、ボランティアを支援するための研修体制・機材の提供・相談機能の充実を図ります。

[具体的には]

- ア 活動中のボランティア向け研修の実施
- イ ボランティア養成講座の開催
- ウ ボランティアと図書館職員との定期的な懇談会の開催
- エ 「読み聞かせに向く絵本」リストの作成配布

④啓発・広報活動の充実

子どもの読書活動に関する理解を深めるため、子どもたちはもとより、保護者をはじめとする大人に対しても、広く啓発・広報活動を実施し、情報や機会を提供します。

[具体的には]

- ア ブックスタート事業の充実
ブックスタート会場に絵本コーナーを設置する。
- イ 広報紙等の作成
子ども向け広報紙「フィンダス」を毎月発行する。また、乳幼児向け、学校図書館向けの各種ブックリストを作成する。
- ウ 図書館子ども向けホームページの充実
市立図書館ホームページ内の子ども向けページの充実を図る。
- エ 各種メディアを利用した広報活動
各種メディアを利用し、広報に努める。

(2) 関連施設との連携

市立図書館では、子どもに関係する地域施設との連携を図り、子どもの読書活動を支援します。

【施策の方向】

①子ども関連施設との連携強化

子どもとその保護者が読書と出会う機会を充実するため、関連施設向けのサービスの充実を図ります。

[具体的には]

ア 訪問、来館おはなし会の実施

イ 団体貸出の充実

保育所や幼稚園、児童館等への図書の配本・回収を実施する。

ウ 市立図書館の施設向けサービス案内の作成配布

子どもの読書に関するサービスの徹底を図るため、各施設の職員向け利用案内を作成配布する。

②子どもの読書に関する共通理解の促進

子どもに関係する施設の職員やボランティア、その施設を利用する子どもの保護者等の大人を対象に、研修や絵本講座等を実施します。

[具体的には]

ア 絵本講座等への講師派遣

イ 新たにボランティア活動を始め方への養成講座開催

ウ 絵本や読書に関するブックリストの作成配布

(3) 学校における読書活動と学校図書館の充実への支援

市立図書館は、学校における子どもたちの読書活動が充実するよう支援します。

【施策の方向】

①学校向け資料の充実

子どもたちが活用できるよう、読み物、絵本はもとより、調べ学習や総合的な時間に対応できる資料の充実を図ります。

[具体的には]

- ア 学校における読み聞かせや朝読書向け資料の充実
- イ 総合学習、調べ学習に対応した資料の拡充

②学校図書館担当者との連携強化

子どもの読書活動に関する情報交換や共通認識がもてるよう、市立図書館の担当者と学校図書館の担当者との連携の強化を図ります。

[具体的には]

- ア 学校図書館協議会への参加及び情報提供
- イ 研修等への講師派遣
- ウ 教職員向け利用案内の配布

③おはなし会・ブックトークの実施

子どもたちが読書の楽しさを味わい、読書や市立図書館への親しみが持てるよう、学校との連携を強化しながら、おはなし会や図書館見学の充実を図ります。

[具体的には]

- ア 学校でのおはなし会、ブックトーク* への職員派遣
- イ 「図書館探検」(市立図書館施設見学)の実施

* テーマを決めてお話をしながら本の紹介をしたり、読み聞かせをしたりすること。

④調べ学習や総合的な学習活動への支援

市立図書館利用や資料の活用に関する情報を提供することで、子どもたちの読書活動の充実を図ります。

[具体的には]

ア 学習向け資料の情報提供と利用対応

調べ学習や総合学習向け資料についての情報提供と図書館利用への対応を行う。

⑤職場体験学習の受け入れ

市立図書館の仕事に理解を深め、本に親しんでもらうために、職場体験学習を受け入れます。

[具体的には]

ア 中学生による職場体験学習の受け入れ

4 推進体制

現在、市では市立図書館が実施しているブックスタート事業でワーキンググループ会議*を開催し、より良い事業展開となるよう努めています。子どもたちが自主的に読書活動ができるよう、家庭、地域、学校、図書館等が互いに連携・協力しながら、読書機会の充実や環境づくりに取組んでいく必要があります。

【施策の方向】

子ども読書活動の推進には、家庭、地域、学校、図書館等が、より密接に連携・協力を行っていくために、その支援や資料提供等の拠点となる市立図書館の役割が重要なものとなります。また、家庭や地域、学校等においても、その活動の中心を担う人たちが、子どもの読書活動に関心をもち、意義を理解して、積極的に読書活動に取り組むことが期待されます。

[具体的には]

- ア ブックスタート事業ワーキンググループ会議の継続実施
- イ 子どもの読書活動を推進するための関係機関・団体との協力体制の整備
- ウ 「子ども読書活動連絡会議（仮称）」の開催
関係機関による子ども読書活動推進計画の進捗状況の確認と情報交換を行う。

* この事業に関する各課担当者及びボランティアにより、実施方法等について、状況を見ながら検討する。

【参考資料】

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年法律第 154 号 平成 13 年 12 月 12 日公布)

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第 9 条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第 10 条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第 11 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(附 則)

この法律は、公布の日から施行する。

【衆議院文部科学委員会における附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子ども健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

三条市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、三条市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に当たり、必要な事項を検討するため、三条市子ども読書活動推進計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、推進計画の策定に関し、次に掲げる事項について検討し、その結果を三条市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

(1) 子どもの読書活動の推進に関する施策に関すること。

(2) その他推進計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 読書活動団体関係者

(2) P T A 関係者

(3) 学校教育関係者

(4) 幼稚園・保育所関係者

(5) 図書館関係者

(6) 子育て支援関係者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から推進計画の策定の日までとする。

(会長等)

第4条 検討委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は委員の互選により決定し、副会長は会長が委員の中から指名する。

3 会長は、会務を統括する。

4 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 検討委員会の円滑な運営のため、検討委員会に作業部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月16日から施行する。